

2020（令和2）年度 東北大学法科大学院入学試験  
一般選抜（後期）・学部3年次生特別選抜（既修）  
試験科目：刑事法（刑事訴訟法）

以下の【事案】を読み，【設問】に答えなさい。

【事案】

Xは、「被告人は、Yが、平成30年10月1日午後10時30分頃、S市A区〔番地略〕所在のV方において同人所有の時計1個（時価150万円相当）を窃取した際、その情を知りながら、同日午後10時頃、Yを自動車に同乗させて、S市W区〔番地略〕のY方から前記V方付近路上まで送り届け、Yが前記犯行に及んでいる間、同所付近に駐車した同車内で待機した上、前記犯行後同人を同車に同乗させて、前記同人方まで送り届け、もって同人の前記犯行を容易にしてこれを幫助したものである」という窃盗罪の幫助の訴因により起訴された。

【設問1】

仮に、検察官が、証拠関係を再検討した結果、第2回公判期日において、裁判所に対し、前記【事案】の訴因を、「被告人は、平成30年10月2日午前1時頃、S市W区〔番地略〕所在のY方において、Yから、同人がV方より窃取してきたものであることの情を知りながら、V所有の時計1個（時価150万円相当）を代金30万円で買い受け、もって、盗品を有償で譲り受けたものである」という盗品等有償譲受罪の訴因に変更するよう請求したとしよう。

このような検察官の請求は認められるか。

【設問2】

仮に、裁判所が、審理の結果、前記【事案】の訴因につき、「被告人は、Yによる窃盗の実行行為を容易にしてこれを幫助したのではなく、Yとともに窃盗の実行行為それ自体を共同して行ったものである」という心証を形成したとしよう。そして、裁判所が、訴因変更の手続を経ることなく、判決において、「被告人は、平成30年10月1日午後10時30分頃、Yと共謀の上、S市A区〔番地略〕所在のV方において、同人所有の時計1個（時価150万円相当）を窃取したものである」という窃盗罪の共同正犯の事実を認定したとしよう。

このような裁判所の認定は適法か。